

明治18年の淀川洪水と北河内

——現門真市域を中心に——

片山 正彦*

I はじめに

淀川流域はたびたび洪水に見舞われた（【表1】）が、明治18年（1885）の淀川洪水は、大規模な堤防決壊が旧枚方宿西側の伊加賀村付近で発生したことから「伊加賀切れ」と呼ばれる。6月18日の明け方に、枚方の三矢村・伊加賀村の淀川堤防が約180mにわたって決壊し、北河内・中河内一帯が水没、水害は大阪市中に及んだ。堰き止め工事が進んだ7月2日、再び豪雨による洪水のため、決壊箇所は元の約180mに広がった。船橋川・穂谷川・天野川などの支流も決壊して、茨田郡（現在の守口市全域、門真市全域、寝屋川市・枚方市の一部）では水深5.6mに達するところもあり、府下各地は長期間浸水した¹⁾。

東成郡野田村網島（大阪市都島区）の淀川堤防を切り開いて、ようやく退水の気配が見えはじめた6月28日、再び豪雨となり、7月になると、伊加賀堤防の切れ所が元の100間余に広がり、洪水が流入した²⁾。

明治18年の淀川洪水については、近畿地方建設局が刊行した『淀川百年史』の他、『枚方市史 第4巻』『寝

屋川市史 第10巻』『大阪市史 第5巻』など、被害のあった地域の自治体史で採り上げられ、この洪水による浸水域や被災者数など被害の実態が明らかになっている⁴⁾。

また中島三佳は、堤防決壊時の行政（当時の大阪府知事である建野郷三）の対応を分析し、決壊について書かれた「堀溝村柳本家日記」の翻刻を行った⁵⁾。植村善博・木谷幹一は、明治18年の淀川洪水を記録した古写真の分析を行い、その特徴や製作過程が明らかになった⁶⁾。

筆者も、市立枚方宿鍵屋資料館（以下「鍵屋資料館」と略す）で開催した2度の企画展⁷⁾において、展示の主体责任として関わった。加えて、その際に展示した「明治十八年洪水碑記念扇子」とその版木に関する分析を行った⁸⁾。

しかしながら、先行研究に挙げた自治体史や各氏の研究、鍵屋資料館での展示の成果は、淀川左岸沿岸部のものである。いうまでもないが、淀川左岸の内陸部でも被害は発生しており、本稿ではその一事例として、門真市を採り上げて検討したい。既に『門真町史⁹⁾』や『門真

【表1】淀川洪水の歴史³⁾

年	内容
延宝2年（1674）	6月14日 茨田郡仁和寺村堤防決ス
享保20年（1735）	6月21日 茨田郡三矢村堤防決潰ス
元文1年（1736）	6月21日 洪水水量一丈四尺、河州出口・三矢ノ堤決ス
延享5年（1748）	交野郡渚村及上島村外三ヶ村ニ係ル澱川堤防長五十間決潰ス
宝暦6年（1756）	9月17日 交野郡渚村及ヒ上島村外三ヶ村ニ係ル澱川堤防長五十二間決壊ス
享和2年（1802）	7月1日 淀・八幡・楠葉・上島・点野・仁和寺村ノ諸村数十ヶ所破堤、而シテ就中害ノ太タシキハ点野トス
文化4年（1807）	5月5日 茨田郡八幡村（今ノ庭窪村大字八雲也）ニテ凡ソ八十間破堤（被害ノ景況詳ナラス）
嘉永1年（1848）	8月10日 交野郡渚村澱川堤防決壊ス
嘉永4年（1851）	交野郡渚村澱川堤防決壊ス
明治1年（1868）	5月 交野郡楠葉村ニ於テニヶ所、渚村ニ於テ一ヶ所澱川堤防決壊ス
明治3年（1870）	9月 交野郡渚村堤防決潰ス
明治17年（1884）	交野郡渚村澱川堤防決潰ス、大害アリ
明治18年（1885）	6月17日 茨田郡伊加賀村等ノ堤防決壊

* 市立枚方宿鍵屋資料館・佛教大学非常勤講師等

市史¹⁰⁾』において、明治18年洪水の当該地域における影響や被害については述べられているが、それは自治体史であるという性格上、これだけに紙幅を大きく割くことができず、旧門真町域や現門真市域のみの記述に留まっている。

そこで明治18年(1885)の淀川洪水について、『門真町史』や『門真市史』に依拠しながらも、決壊箇所である枚方市にのこる資料や後掲する資料を用いることで、①決壊箇所である枚方付近と、その下流域にあたる現門真市域のより詳細な洪水被害の実態を明らかにし、②被災後の(災害への)地域住民の対応をみていきたい。この洪水被害からの復興は、現門真市域の住民だけでなく、大阪府下の被災した地域住民から行政(大阪府)への働きかけによって実現した面もあると思われる。

II 明治18年の淀川洪水の概要と門真の被害状況

明治18年の淀川洪水は、大規模な堤防決壊が旧枚方宿西側の伊加賀村付近で発生したことから「伊加賀切れ」と呼ばれる。6月18日の明け方に、枚方の三矢村・伊加賀村の淀川堤防が約180mにわたって決壊し、北河内・中河内一帯が水没、水害は大阪市中に及んだ。堰き止め工事が進んだ7月2日、再び豪雨による洪水のため、決壊箇所は元の約180mに広がった。船橋川・穂谷川・天野川などの支流も決壊して、茨田郡(現在の守口市全域、門真市全域、寝屋川市・枚方市の一部)では水深5.6mに達するところもあり、府下各地は長期間浸水した¹¹⁾。洪水の浸水域については、後掲【図4】を参照してほしい。ここでは、明治18年の淀川洪水の概要と門真の被害状況を述べていきたいが、まず決壊した伊加賀が従来から難所の1つとして注目されていたことを以下に示したい。

【資料1】¹²⁾

本区域内川幅三百間(545.4m)ニ充タサル場所数ヶ所アリ。皆相当ノ拡築ヲ要シ中ニ就キ著名ナルハ枚方ノ対岸大塚ノ狭窄部ナリトス。該所ハ従来難所ノ一トシテ水理者ノ注目スル所ナリ。其難所タル因ニアリ、一ハ川幅ノ甚シク縮小セルナリ、二ハ枚方ノ隣リ伊加賀村ニ於テ河ノ方向俄ニ右折シ上游ノ方向ト殆ント直角スナリ。高水ニ際シ狭窄部ヲ下

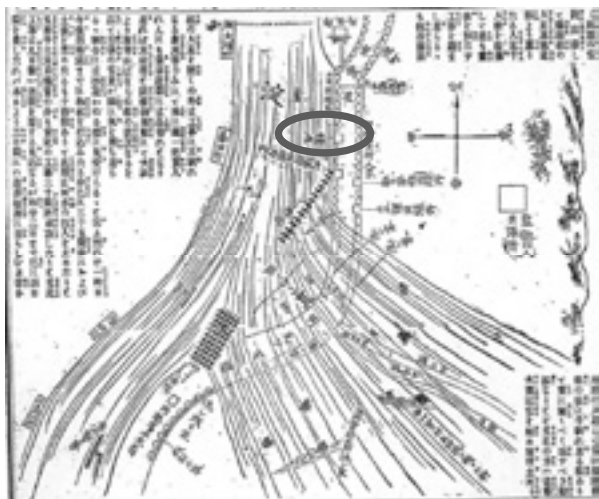
所ノ急激ナル水勢ハ、直ニ伊加賀ノ堤防ヲ衝キ危害ヲ加フルコトアルハ真ニ觀易キ理ナリ。第一因ヲ除カントセハ宜シク川ヲ拡築スヘシ、第二因ヲ除クニハ川換ヲ要ス。其法8/16杭辺ヨリ大塚ノ背後ヲ経テ番田村ニ達スルヲ善トス。単ニ水利上ノ理ヨリ考フレハ改修ノ法此方案ニ如クハナシ、然レ共之カ為メニ数百町歩ノ潰地ヲ要ス、且大阪伏見間唯一ノ着船場タル枚方ヲ失フ不利アリ、依リテ今此方案ヲ採ラス川幅ヲ拡築スルニ決定セリ。

【資料1】は、明治27年(1894)6月28日、当時第四区土木監督署長で土木監督署技士であった沖野忠雄が、たび重なる淀川洪水の被害を防ぐために計画した意見書である。これによれば、当時の枚方付近は従来から難所の1つとして注目されていたようである。その理由として、①川幅が狭いこと、②旧枚方宿西側の伊加賀村において、淀川が急激に右折しており、洪水の際には水勢により伊加賀の堤防を決壊させる危険があることが挙げられる。これに対し、川の拡幅か付替かの2案が出されたが、川の付替を行うと大阪・伏見間で唯一の着船場である枚方を失うという不利益が考えられたので、川の拡幅案が採用されることとなった。またこの際に、伊加賀付近の堤防の改修も提言された。

【図1】【図2】は、ともに明治18年の淀川洪水による堤防決壊箇所(いわゆる「伊加賀切れ」)を示したものである。【図1】にみえる、大きくえぐれて湾状になった箇所がそれで、旧枚方宿の西側が破堤したことがよくわかる。また【図2】には「切所凡ソ百間」(約180m)とあり、現場の指揮を執るために出張してきた「建野知事」の旅宿となる「鍵屋」(円部)も描かれている。



【図1】¹³⁾



【図2】¹⁴⁾

【資料2】¹⁵⁾

此度ノ洪水ニテ伊加賀村山川堤防切披(破)ニ相成候ニ付、隣(隣)家皆々大混雑之由ニ付、種々評儀致、夫より無程夜明候間、新宅へ参り、いろ／＼咄合居候処、最伊加賀村堤切破ニ及、次第二淀川堤防も切込、逆も防キ方難出来様、人足ノ者ヨリ報知ニ寄、新宅ノ家中多人数寄集り、取片付、皆々拙宅へ持運ヒ、午後二時頃より家内皆々拙宅へ水揚リニ参り居候、其他宇又ハ源造・文治等も多ク荷物持参、家内之者共皆々水揚リニ来ル、其他村大混雑也。

【資料3】¹⁶⁾

○水害彙報 (略) 又前号に記したる如く、建野知事は遠藤大書記官に代りて枚方に出張し、鍵屋を旅宿として昼夜現場に出で指図せられ、押田勸業課長も同所に詰切らる。又昨今現場の工事に使用せらる、人足は大阪府百五十四人(囚徒)、藤田組八十人、北国組百人、惣計三百卅四人なり。

【資料2】は、中振村で戸長などを勤めた畠山武平の日記である。中振村は、決壊箇所となった伊加賀村の南側に位置する¹⁷⁾。【資料2】によれば、明治18年6月18日「伊加賀村山川堤防」「伊加賀村堤」が決壊し、その後「淀川堤防」も切れ、その水勢を防ぐことができなかった。午後2時ごろより皆々が拙宅へ「水揚リ」=洪水から避難してきたとある。

洪水発生後の【資料3】によれば、当時旧枚方宿で宿屋を営んでいた「鍵屋」(現市立枚方鍵屋資料館)は、政府から派遣されてきた「遠藤大書記官」に代って現場

の指揮を執るために出張してきた「建野知事」の旅宿となっていた¹⁸⁾。「建野知事」とは、当時大阪府知事を勤めていた建野郷三のことである。府の役人とみられる「押田勸業課長」も「同所」に詰めていたとある。

また、大阪市に流入している支川寝屋川堤防(通称「徳庵堤」)にも水勢が迫り、全堤防が破壊の危機にさらされたことから、この流入した水を本川に戻すため、東成郡野田村(現・都島区網島)の堤防を切開して淀川に放流した(俗称「わざと切れ」)。しかし6月29日には再び豪雨に見舞われ、河川の水量は増大し、復旧工事中の堤防はさらに120余間(約220m)にわたって決壊した。7月1日には雨は止んだが、宇治川・桂川・鴨川の水が下流の淀川へ流れ込んだ影響により、淀川の水量が増大、下流の各地の堤防が決壊し、天満橋・天神橋・難波橋をはじめ、土佐堀川や堂島川に架けられていた橋もほとんど押し流されてしまった¹⁹⁾。

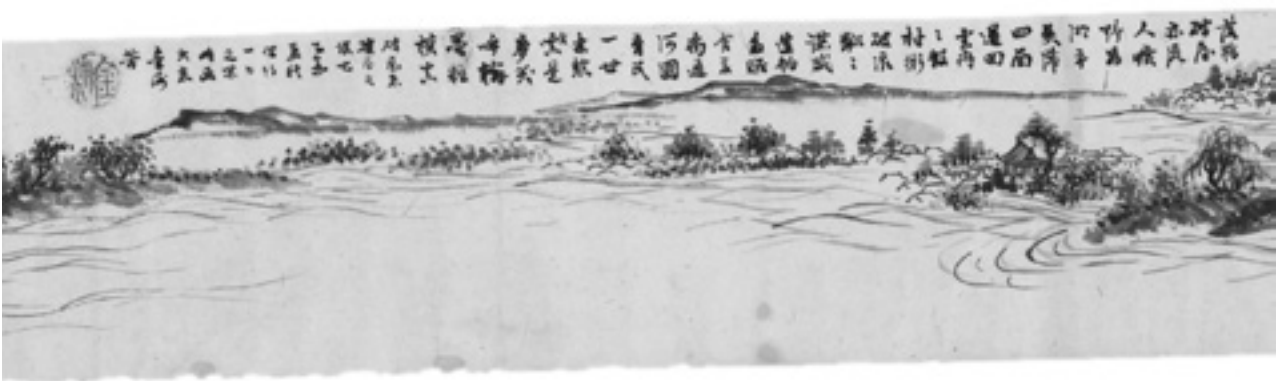
【図3】は、内容から洪水の起こった明治18年7月以降に描かれたとみられる。「明治十有八年夏梅雨、連日滂沱如覆盆、六月中旬牧丘已西長堤破決、洪水濫流一望渺然、恰如大湖」とあり、明治18年の梅雨の頃、連日の「滂沱」(雨のはげしく降るさま)は盆をひっくり返したようであるという。「牧丘已西長堤」とあるのは、おそらくかつての枚方宿²¹⁾と、その背後にある丘陵(現在は、ひらかたパークなどがある)の西側の伊加賀村に設置された淀川堤防と考えられ、これが明治18年6月中旬に「破決」したのである。これによって、北河内地域はあたかも「大湖」のようになったと表現している。また「然而七月々初水勢愈加河水溢出、府下河北地方洶々、焉三大橋及其余諸橋壞落」ともあり、同年7月初旬には水勢がますます加わり、河水が大阪府下一帯に溢れ出し、三大橋(天満橋・天神橋・難波橋)およびその他の橋が壊れ落ちたことも記している。

また、明治18年9月20日付『朝日新聞』には「大阪府下に此の如きの洪水あるは、前古の事は姑く措き、今を距る(さる)八十四年前、即享和二年の出水、俗に点野切と称するもの以来になき所にして、其点野切に比すれば今度の出水猶之より太甚しきを見るなり²²⁾」とも評されている。

では、現門真市域には、どのような被害が発生したのだろうか。『門真市史 第6巻』によれば「淀川が近いため、水害に見舞われることがしばしばあったが、低湿地帯であるために、ひとたび堤防が切れ洪水になると、



・大坂市中の様子



・決壊箇所（「伊加賀切れ」）付近



・旧枚方宿付近

此台修徳橋懐
 為三平修徳橋
 安寔同竟此危難
 可也呈報于堂使
 七七荒沙因定
 患聊以誌之
 古於三平堂西宮
 下六十二号那沼

明徳寺有年修徳
 而遠。清絶可賞
 皇六月中。白起五
 三而長決。決決法
 水。深候一。生。沙。石
 故。矣。附。多。和。萬。者
 懐。情。多。抱。此。而。七
 有。三。平。修。徳。無。如
 河水。深。出。府。下。河。水
 地。方。泡。為。三。大。橋
 此。台。修。徳。橋。懐
 為。三。平。修。徳。橋。懐

【図3】²⁰⁾

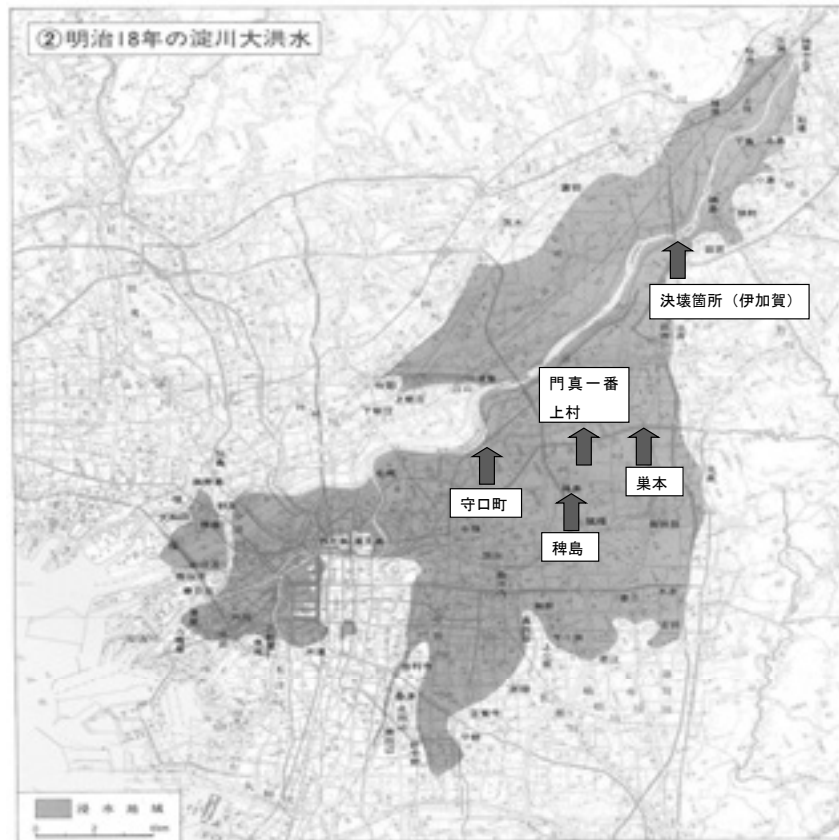
長らく水が滞留し一層大きな被害を蒙ることとなった²³⁾という。

以下、『門真町史』や『門真市史』に収録される資料から、関連するものを抜粋して確認したい。

- ・「晩船壱艘八石積壱艘三枚板三艘共借り請宅之浦手に繋置減水相待居候、然るに八月拾参日頃に水留め同三拾日に安堵仕候」だが、自宅は「東蔵の二階へ水五寸乗る」「浦蔵の水上り入込式尺程水切る」「中蔵にて米三俵半迄水築に有之事」「乾蔵にて式尺式寸床上へ水築候事」という状況（『門真町史』787頁〔二番 中塚氏文書〕）。
- ・「明治十八年六月二十三日午前十一時三十分頃、門真一番上村の川端惣七（当時村子使）が同村領の古川堤防に六十二三才の婦人の溺死体の漂着したのを発見し、戸長役場へ届出た。医師葛岡大輔の検死の後、同村埋葬場に仮埋葬した」（『門真町史』788頁〔野口守敏手記〕）。
- ・「明治十八年七月一日洪水ニ付水入、堀溝ニ至リ、

学校ニテ寓居ス、枚方切ル、事二百四十間、当寺内陣上檀ヨリ五寸高ク水入ル、然ルニ御本尊什宝一モ水ニヌラサズ、此時ニ住職緑広寂、六十一才」（『門真町史』788頁〔巢本安乗寺過去帳〕）。

- ・「岸和田 六月（七月カ）一日雨一番上ドシ、善福寺テ屋根ノムネガ見エタダケ、半月位水浸シ」（『門真町史』788頁〔明治十八年洪水記録〕）。
- ・「初メ堤防一願得寺一寺川へ逃ゲル。二晩空腹、寺川ニツク、牛モ流ル、人ノ死骸多ク稗島ニナガレツクイナガ多クトレタ」（『門真町史』788頁〔桑才 北崎小三郎氏文書〕）。
- ・明治18年8月付茨田郡門真一番上村・下村他3ヶ村「御願」に「当管理内去ル六月十七日及ヒ三十日ノ水害ニ耕地ハ悉皆浸水シ、（略）向フ三ヶ年間免租被成下度別紙調書相添此段奉懇願候也」（『門真市史』第5巻43頁、41 明治18年洪水につき歎願〔関西学院大学図書館蔵門真三番村野口家文書〕）。



【図4】²⁴⁾

資料によっては、洪水から逃れるために急を要したことから、メモ書きのようなものもあり、意味が取りにくいものもある。ただ、船を借りて「宅之浦手に繫置減水相待居候」、あるいは「堀溝ニ至り、学校ニテ寓居ス」など、被災者がどのように洪水から逃れ、対応したかを具体的に書き残しているものもある。

【図4】は、「明治18年の淀川洪水で浸水した区域を示したもの」で、「明治18年9月20日付朝日新聞第1978号付録、大阪府下洪水淀川沿岸被害細図」を基に、浸水域を推定したものである²⁵⁾。これによれば、現門真市域だけでなく、府下各地が浸水していたことがわかる。『門真市史 第6巻』によれば、「府下全域の被害は堤防決壊212ヶ所、浸水町村997町村、流失家屋2万6121戸、死者293人。この洪水による門真5ヶ村の貧困者の総数は1,490人であった²⁶⁾」という。

【表2】は、門真三番村外四村戸長を勤めた野口守敏²⁸⁾が書き留めた手記を表にしたものである。被災戸数・被災者ともに、およそ6割程度の被害があったことがわかる。また、同じく門真三番村の野口弘氏が書き留めたものには、明治18年6月23日、戸長は郡長を通して、大阪府に被災者（資料では「貧困者」）への支援を申請し、「大阪府は当時の守口町に「臨時守口出張」を設置し、救助掛官なるものが駐在した。門真五ヶ村の村人は多く守口堤防に避難したので、七月三日第二回の水災後、門真三番村外四村戸長役場臨時出張所を守口町の中島屋青木弥四郎宅に設けて事務を執ることになった」という。そして、門真五ヶ村が守口出張所から領収した救助品は、6月22日「白米七石一斗」、24日「白米十一石九斗、梅干半樽」、27日「梅干一樽、大根漬一樽、塩七俵」、7月5日には「白米八斗（門真一番上村願得寺へ居残る窮民の食料）、白米三石五斗（守口町にて焚出す）」、7月14日現在で「計 五十石三斗、残 六石一斗（七月十四日午後七時現在）」であったという²⁹⁾。

このように、明治18年の洪水は淀川左岸内陸部でも甚大な被害を発生させたのである。明治18年7月14日、

【表2】²⁷⁾

村名	①戸数	②被災戸数	②/①	③人員	④被災者	④/③
門真一番上村	75	46	61.3%	376	196	52.1%
門真一番下村	65	38	58.5%	288	163	56.6%
門真二番村	140	79	56.4%	725	407	56.1%
門真三番村	130	70	53.8%	487	330	67.8%
門真四番村	137	95	69.3%	675	394	58.4%
合計	547	328	60.0%	2551	1490	58.4%

当時内務省土木局長であった三島通庸は同局の四等技師田辺義三郎とともに、堤防決壊箇所修復工事の様子を窺うため、枚方を訪れている³⁰⁾。その後8月5日には、決壊した堤防の西側に「半球形の新堤防を築く事に決定」したことが朝日新聞社によって報じられている³¹⁾。明治18年9月1日付『朝日新聞』には、「建野知事と加藤土木課長は、前号の如く一昨日早天枚方に到り堤防決壊修繕成功の模様を一覧せられたる後、予て出張尽力したる吏員一同を同処の鍵屋方に招きて饗応し、該堤防決壊以来昼夜罷勉事に従ひ修繕の功早く竣りたる労を慰め、夜に入りて帰阪せられたり³²⁾」とあり、建野知事と加藤土木課長が堤防決壊箇所修繕の様子を窺うために枚方を訪れており、尽力している吏員一同を「鍵屋」に招いて饗応したという。

Ⅲ 「明治十八年洪水碑」の建碑式と災害からの復興

明治18年の淀川洪水から約1年後の明治19年9月、「明治十八年洪水碑」（「年」の古字または本字）が建立されることとなった。建立を記念した扇子も作られ、11月には建碑式が執り行われた。ここでは、なぜ「明治十八年洪水碑」が建立され、建碑式が執り行われることとなったのかを当時の資料から検討したい。

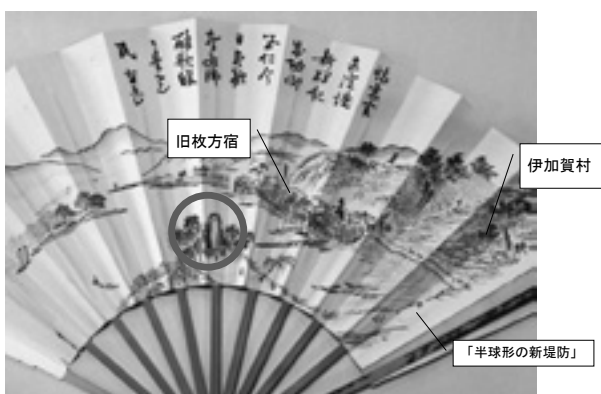
【図5】は、現在の明治18年洪水碑（2014年2月撮影）と、かつての洪水碑（枚方市教育委員会提供「明治十八年洪水碑ガラス乾板」2点、撮影年代不明）を撮影したものである。【図6】は、明治18年洪水碑建立を記念して作成された扇子である。【図6】によれば、洪水碑（円部）は現在地（桜町交差点付近）とは異なり、岬状の突き出したあたり（現在の枚方大橋南詰東側付近）に描かれるが、これは明治18年6月の洪水時に決壊した堤防の残存部分と推測される。湾状になった箇所を囲むように、「半球形の新堤防」が築かれたことがわかる³⁵⁾。

【資料4】³⁶⁾

明治十九年十一月七日、洪水記念碑工成り、即本日ヲト（ボク）シ、茨田郡三ツ矢村（切レ所）新堤上ニ於テ、建碑ノ式ヲ挙行セラル。此日ヤ、茨田讚良及ヒ他の水害ヲ被リシ諸郡、及近隣諸村ノ人民、此盛典ヲ見ント会スル者無慮幾千人ナリヤ、其数挙テ



【図 5】³³⁾



【図 6】³⁴⁾

算へ難シ。

【資料 5】³⁷⁾

○紀年碑建設式 已に数度の報道を経たる枚方西出口即ち河内国茨田郡伊加賀村堤防決潰処の洪水紀年碑建設式は、愈一昨日午前十時三十分同所に於て執行し、式場に於て建野知事・俣野郡長・建設委員総代者野口守敏・建設発企者和田貞吉両氏の祝文朗読、該郡の人藤井昇氏外二十二人知事に謝する文の朗読あり、式訖りて列場の人々即ち知事・書記官・警部・郡長・府会議員・茨田讚良交野三郡の戸長及び有志者等凡三百余人を四席に分ちて、鍵屋の樓上にて饗応し、碑辺には先号にも記せし書画茶の席模擬扇子店及び烟花打揚あり、其上に青年輩の蒲団太鼓五箇を昇出して、枚方町を打ちあるきし状は目前かはりて亦一奇なりしが、惜いかな午後一時過ぐる頃より雨降来りて、折角打集る人をして端なく散じ去らしめたり、右碑は高さ一丈八尺許にて表面に

「十八年洪水紀年碑」の八字裏面に、菊池三溪氏撰にて小島正心氏の書せる文を刻み、花崗岩の柵にて周りを囲めり、又同日知事及び郡長の読まれし文は即ち左の通りなり

回顧すれば、人をして時に毛立せしむるものは昨年の洪水なり、今日漸く堤上に上つて秋実豊富の景状を見、子女歓呼の声を聞くとは当時夢にだも思はざりし、蓋し諸子等が非常の尽力と慈恵家諸彦が賑恤救済の功にゆらずんばあらず、今有志諸子相謀て石を建て記を刻み後者をして其洪水の恐る可きを知らしめ、永く相警戒して忘れざらしめんとす、其拳洵に嘉す可し、茲に感じる所を一言し、以て建碑の祝辞とす

明治十九年十一月七日 大阪府知事建野郷三
堤防決潰して濁浪盧舎を漂はし、老若号叫して逃避万死を免れたるは、是れ昨年景孝が任に本郡に就し秋なり、今や人民各業に安じ生を営むを得たるは、府知事閣下難民を撫恤するの厚きに依るにあらざるはなし、決堤の修築速に成りて人畜魚腹の葬を免れ、修堤の工事起て究民自活の業を得たり、又水防の規則に拠り、各村をして組合を設け用具を備へ、以て警戒を忘れざらしむ、惟ふに災害は天なりと雖も、之を防ぐは人に在り、景孝不敬と雖も部下人民と共に堤防の保護を厳にし、将来再び災害の惨状を見るなからんことを期す、本日建碑式挙ぐるに方り辱も府知事閣下の貴臨に逢ふ景孝等の榮洵に大なり、敢て一言を述べ祝辞に代ふるに規箴を以てす

明治十九年十一月七日

大阪府茨田交野讚良郡長俣野景孝

【資料4】によれば、明治19年11月7日、洪水記念碑が完成し、「茨田郡三ツ矢村（切レ所）」に新たに築かれた堤防上において建碑式が行われた。この際にこの盛典を見ようと集まったのは、「茨田讚良及ヒ他の水害ヲ被リシ諸郡、及近隣諸村ノ人民」であり、幾千人か数えることも難しかったという。

【資料5】によれば、「一昨日（11月7日）」午前10時30分から「伊加賀村堤防決潰処」において行われた「洪水紀年碑建設式」は「式場に於て建野知事・俣野郡長・建設委員総代者野口守敏・建設発企者和田貞吉両氏の祝文朗読、該郡の人藤井昇氏外二十二人、知事に謝する文の朗読」があり、式後「知事・書記官・警部・郡長・府会議員・茨田讚良交野三郡の戸長及び有志者等凡三百余人」を四席に分けて「鍵屋の樓上にて饗応」となった。前出の門真三番村外四村戸長を勤めた「野口守敏」は、「建設委員総代者」として参加していることがわかる。

また「碑は高さ一丈八尺許にて表面に「十八年洪水紀年碑」の八字」と、碑の表面には「十八年洪水紀年碑」（現存する洪水碑によれば「明治十八年洪水碑」）の八字が刻まれたが、これは同じく現存する碑の表面横に「碑面摩窠八大字係于議定官陸軍少将二品勲一等能久親王盛翰 大阪府知事從五位建野郷三謹書」とあり、府知事の建野が謹書したことがわかっている。府知事の建野が祝文を朗読したのち、茨田・交野・讚良郡長の俣野景孝が読んだものには「今や人民各業に安じ生を営むを得たるは、府知事閣下難民を撫恤するの厚きに依るにあらざるはなし」と、今現在被災住民が働き生活ができていのは、府知事建野の「撫恤（いつくしみあわれむこと）」が手厚かったことによると称えている。

このようにみていくと、堤防決壊時に現場の指揮を執り、洪水碑に謹書した府知事の建野が、被災住民のために尽力したのは事実であろう。ただ、この時期に「俣野郡長・建設委員総代者野口守敏」以下被災地域の住民が「知事に謝する文の朗読」をするなど、式典を開催してまで建野を称えるのは、何らかの意図があるのではないだろうか。そこで、少し時間を遡って、以下の資料を確認したい。

【資料6】³⁸⁾

○枚方の新堤防 夫の客年七月の水に押破られ、其後新に築きたる枚方の堤防は、此程連日降雨して

淀川の水嵩較増したるが為め、又々少許の損傷を来し、万一増水一丈にも至らば、亦客年七月の如き大事とならんも測難きに付、差当り右新堤防へ腹付等の土工を施さざるべからずとて、同地近傍の戸長十人此事の協議をなし、枚方の郡役所へ申出でたりしが、右の各戸長は若し府庁に於て詮議に及ばれずば、吾々一同該費を負担するの手筈をなすべしといふ予期もありとの事なり。尤も之に要する費金は凡三千円余の見こみなりとぞ。

【資料6】によれば、建碑式が執り行われることとなる約半年前の明治19年5月26日、新たに築かれた「半球形の新堤防」は、「又々少許の損傷を来し、万一増水一丈にも至らば、亦客年七月の如き大事とならんも測難き」と、損傷をきたし、再び決壊する可能性があったらしい。その危険性から、近傍の戸長が協議をして枚方郡役所へ申し出たところ、もし府庁にて詮議に及ばないならば「吾々一同」が費用を負担する可能性があった。被災地域の住民は、大阪府において「半球形の新堤防」に関する詮議が行われることを望んでいたらしい。

【資料7】³⁹⁾

○伊加賀村の切所 昨十七日は洪水の爲めに彼枚方伊加賀村の堤防を崩壊し、摂河の人民頗る惨害を蒙りたる一周年の当日なり。然るに本年六月一日より枚方郡役所に於て実測したる水量を見るに、一日は常水四尺二寸にて、度々の降雨あるにも拘はらず、漸次に水嵩の減じて、十日には三尺一寸となりたるは、苗代時にて田畑に水を引入たるに原因せしなるべし。其後降雨の爲め日々水嵩増して、本月十四日には六尺八寸迄に昇り、昨年同日と同量の水嵩なりしも又奇といふべし。昨年の六月十七日は一丈五尺にも昇りしが、本年は四尺四、五寸なれば先づ安心といふものゝ、同切所の新堤防は沈床の粗朶の隙間より折々水の漏るゝ事などありて、郡長より此旨を府知事に上申したるを以て、昨今府庁より官吏を派して土砂を埋め、尚一層堅牢になさんと、其工事に着手せらるゝよし。同村に於ては此落成を俟ちて、記念碑を同所に建設せんと、目下有志者の計画中なりといふ。

【資料7】によれば、明治18年の洪水から1周年に

あたる明治19年6月、ついに新堤防から水漏れが発生した。郡長より大阪府知事の建野郷三に上申し、府庁より役人が派遣され着工に至ることになった。重要なのは、水漏れしている「新堤防」の工事着工・落成を待って、「有志者」による「記念碑」を建立する計画が進められていたことである。

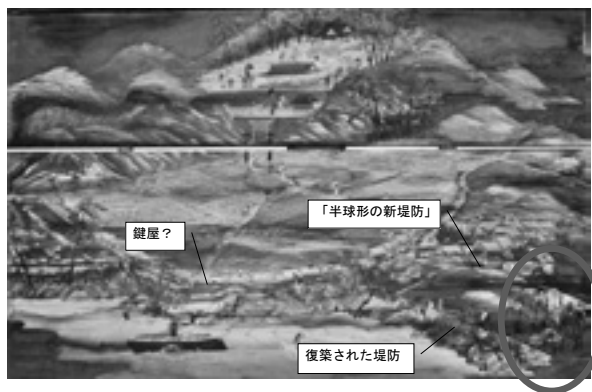
最後に建碑式が執行された明治19年11月以降、「新堤防」がどのような扱いになったのかを確認しておく。

【資料8】⁴⁰⁾

○枚方旧堤防の復築 同件に就き、前号の紙上に枚方及其近村戸長が府庁に出頭し、該工事の一層堅固ならんを欲するを以て、予算の費金外に寄付金をなす旨申し出を記せしが、右は聊か相違の廉もあれば、更に聞く所に拠つて之を記さんに、即ち該郡村人民は今回堤防を復築するを幸ひ、其旧形に復する堤防と現今の堤防との間、即ち目下湾となり居る所も共に之を埋立、堤防の堅固を図らんことを欲する。

【資料8】によれば、明治21年4月1日には「旧堤防の復築」に係る費用は、府の予算と寄付金でまかなわれることとなったと報じられている。ひとまず地域住民にとっては、再びの堤防決壊の危険性は取り除かれることとなったといえよう。

【図7】は、神社を中心に当時の旧枚方宿と淀川の様子を描いた、明治34年意賀美神社に奉納された絵馬（現在は、鍵屋資料館1階受付横に展示）である。意賀美神社は、もと伊加賀字宮山に鎮座した延喜式内の古社で、その創建と沿革は不詳であるという。祭神の1つである高龕神は水神であり、付近の住民や淀川を上下する

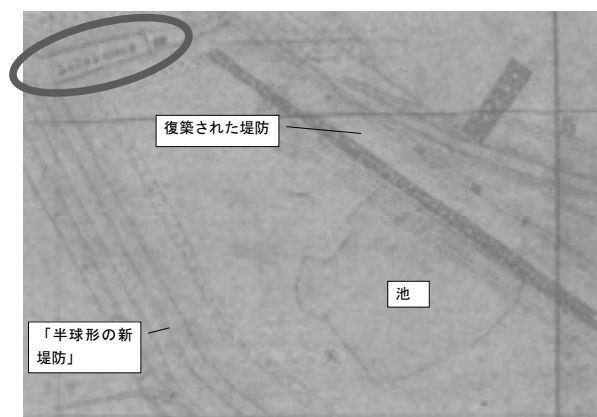


【図7】⁴¹⁾

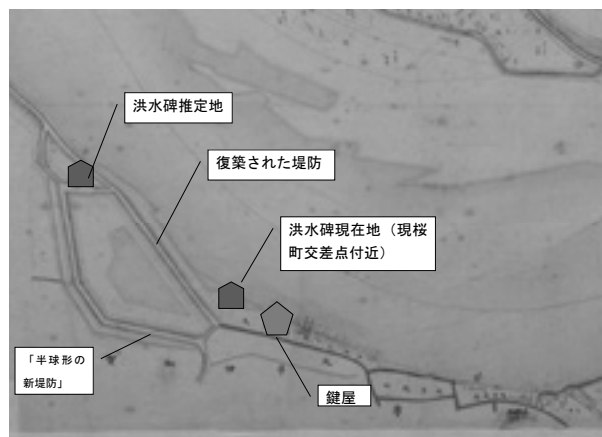
船人等が、通船の安全と水害の排除祈願のために創建したと伝えられている⁴²⁾。明治19年に建立された「明治十八年洪水碑」（円部）と復築された淀川堤防、残存した池が描かれている。

【図8】は、淀川の枚方付近の新設樋管と水制計画を示した図面である。明治18年8月に設置された「半球形の新堤防」と、復築された堤防、その間に池（現桜町付近）が描かれている。円部には「明治貳拾八年（拾八年）の誤記カ）洪水記念碑」とあり、当時は現在の枚方大橋南詰東側付近に洪水碑があったらしい。明治18年6月の洪水時に決壊した堤防は、このころには復築されていることがわかる。湾状になっていた箇所は埋め立てられ、池（現桜町）がその名残となった（池はその後宅地となり、現在は完全に埋め立てられる）ようだが、これに伴って堤防決壊直後に築かれた「半球形の新堤防」は水漏れなどの不備もあり、堤防としての役割を終えたとみられる。

すなわち（現門真市域の住民も含め）被災した地域住民にとって、ひとまずの明治18年の淀川洪水からの復興とは、堤防決壊直後に築かれた「半球形の新堤防」の



【図8】⁴³⁾



【図9】⁴⁴⁾

危険性が取り除かれることであり、それは被災した地域住民自身による大阪府（直接的には、府知事の建野郷三）への働きかけがあってこそ、実現したのである。何も働きかけていなければ、危険な状態が続き、再び甚大な被害が発生したかもしれないだろう。

Ⅳ おわりに

本稿では、明治18年の淀川洪水（通称「伊加賀切れ」）について、現門真市域にのこる当時の資料も活用しながら、①決壊箇所である枚方付近と、その下流域にあたる現門真市域の被害の実態を明確にし、②被災後の（災害への）地域住民の対応をみてきた。

明治18年の洪水は、淀川左岸内陸部でも甚大な被害を発生させた。中でも現門真市域は大阪府下でも低湿地帯であったことが知られており、伊加賀付近で発生した洪水は現門真市域でも甚大な被害を発生させていた。

明治18年の淀川洪水から約1年後の明治19年9月には「明治十八年洪水碑」が建立されることとなり、11月には建碑式が執り行われた。これは、洪水被災地域の住民が府知事建野に「新堤防」の危険性を認知してもらうことで、その危険性の除去をはかる意図があったのではないだろうか。「半球形の新堤防」の危険性が取り除かれることは、被災した地域住民自身による大阪府（直接的には、府知事の建野郷三）への働きかけがあってこそ実現したのであり、何も働きかけていなければ、危険な状態が続き、再び甚大な被害が発生したかもしれない。

筆者は、本稿を明治18年の淀川洪水の全体像を捉えるための基礎作業として位置づけたい。だが、当該地域からの視点で検討するだけでは、現枚方市の伊加賀で決壊し大阪府下に広域的な被害を発生させた洪水の全体像を捉えるには、不十分であろう。今後の課題とし、さらに災害史を整理した上で、改めて明治18年の淀川洪水の災害史上における位置づけを検討したいと思う。

〔謝辞〕

本稿は、平成28年8月7日に堤根神社（大阪府門真市）で開催された「茨田堤祭」における講演「明治18年淀川洪水と北河内（現門真市域を中心に）」をもとに作成した。堤根神社宮司の濱徹氏、門真市立歴史資料館学芸員の常松隆嗣氏には、たいへんお世話になった。また、植村善博氏・木谷幹一氏には、本稿執筆にあたり

様々なアドバイスをいただいた。ここに記して謝する。

注

- 1) 枚方市史編纂委員会編『郷土枚方の歴史』枚方市、1997年、200頁。
- 2) 枚方市史編纂委員会編『枚方市史 第4巻』枚方市、1985年、181頁。
- 3) 服部敬「享和二年の洪水と淀川改修運動」（寝屋川市史編纂課編『寝屋川市史紀要』7、寝屋川市、2000年）より、「淀川洪水ノ年月及被害ノ状況」（国立国会図書館憲政資料室所蔵井上馨関係文書『淀川治水運動ノ来歴』、明治26年（1893）10月編纂）を抜粋し作成した。
- 4) ①淀川百年史編集委員会編『淀川百年史』建設省近畿地方建設局、1974年、304～309頁。前掲2、180～189頁。②寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史 第10巻』寝屋川市、2008年、870～872頁。③新修大阪府史編纂委員会編『大阪府史 第5巻』大阪市、1991年、420～422頁など。
- 5) 中島三佳『東海道枚方宿と淀川』発行同、2003年、291～301頁。
- 6) ①植村善博「明治十八年大阪水害の被害と記録写真」『佛教学部歴史学論集』6、2016年、1～11頁。②植村善博・木谷幹一「山口県文書館および尼崎市立地域研究史料館所蔵の明治十八年大阪水害写真について」『京都歴史災害研究』17、2016年、43～48頁。
- 7) 市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館合同企画展「明治18年の淀川洪水」（平成26年（2014）10月8日～11月24日）、門真市立歴史資料館・市立枚方宿鍵屋資料館・淀川資料館合同展示「淀川の洪水」（平成27年10月7日～11月30日）。
- 8) 片山正彦・新稲法子「守口文庫所蔵「明治十八年洪水碑記念扇子」について」『大阪芸文研究 混沌』39、2016年。
- 9) 門真町史編纂委員会編『門真町史』門真町役場、1962年、766～806頁。
- 10) ①門真市編『門真市史 第5巻』門真市、2001年、43～48頁。②門真市編『門真市史 第6巻』門真市、2006年、68～70頁。
- 11) 前掲1、200頁。
- 12) 前掲4、①345頁～、「淀川高水防禦工事計画意見書」。
- 13) 「仮製地形図」明治21年（1888）測量、明治26年製版、国土地理院（旧陸地測量部）を加工。
- 14) 明治18年6月23日付『朝日新聞』朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアルを加工。
- 15) 枚方市史資料室架蔵畠山家文書「中振村役人日記」明治18年（1885）6月18日条。
- 16) 枚方市史編纂委員会編『朝日新聞記事集成 第1・2集』枚方市、1983年、219 水害の波紋、罹災者救済、復旧工事明18・6・28。
- 17) 枚方市教育委員会編『市立枚方宿鍵屋資料館 展示案内』枚方市、2001年、7頁「助郷村分布図」。
- 18) 「鍵屋」がこのとき如何に利用されたかについては、拙稿「明治十八年の淀川洪水と「鍵屋」—大阪府知事建野郷三に利用された旅宿—」『枚方市史年報』19、2017年予定、にて詳述する。
- 19) 東大阪府史編纂委員会編『東大阪府史 近代Ⅰ』東大阪府、1973年、888～910頁。
- 20) 立命館大学歴史都市防災研究所所蔵「明治18年淀川大洪水の絵巻物」（資料番号M-44）。なお本資料の翻刻・解釈の一部は佛教学部非常勤講師の新稲法子氏にお願いしたが、最終的な責任は筆者にある。
- 21) 平凡社編『日本歴史地名大系28 大阪府の地名Ⅱ』平凡社、1986年、842頁によれば、枚方は「史料には「枚方」と

- 記されることが多い」という。
- 22) 前掲16、266 洪水被害の概略 明18・9・20。
 - 23) 前掲10、②65頁。
 - 24) 新修大阪市史編纂委員会『新修大阪市史 第10巻 歴史地図』大阪市、1996年、図1 大阪の地盤を加工。
 - 25) 前掲25、3頁。
 - 26) 前掲10、②68頁。
 - 27) 前掲9、788頁、洪水の災害救助〔門真三番 野口守敏手記〕「取調書」より作成。
 - 28) 前掲9、802頁。
 - 29) 前掲9、788頁〔門真三番 野口弘氏文書〕。
 - 30) 前掲16、230、土木局長来枚 明18・7・14。
 - 31) 前掲16、245、伊加賀堤防の工事 明治18・8・5。前出「仮製地形図」参照。
 - 32) 前掲16、262、知事ら枚方堤防を巡視 明治18・9・1。
 - 33) 現在の明治18年洪水碑（左、2014年2月撮影）と、かつての洪水碑（中・右、枚方市教育委員会提供「明治十八年洪水碑ガラス乾板」2点、撮影年代不明）。
 - 34) 守口文庫所蔵「明治十八年洪水碑記念扇子」明治19年（1886）9月を加工。
 - 35) これについては、前掲8でも述べた。
 - 36) 四条畷市教育委員会編『四条畷市史 第3巻（史料Ⅱ）』四条畷市役所、1983年、379頁「浸水日誌」。
 - 37) 明治19年11月9日付『朝日新聞』朝日新聞社 聞蔵Ⅱビジュアルより。
 - 38) 前掲16、280、危険な枚方新堤防 明治19・5・26。
 - 39) 前掲16、283、新堤防の漏水 明治19・6・18。
 - 40) 前掲16、342、枚方旧堤防の復築 明治21・4・1～6。
 - 41) 枚方市教育委員会所蔵「意賀美神社奉納絵馬」明治34年（1901）10月を加工。
 - 42) 寺嶋宗一郎編『枚方市史』枚方市役所、1951年、266頁。
 - 43) 国土交通省淀川河川事務所提供「樋管及水路設置平面図」明治39年1月を加工。
 - 44) 国土交通省淀川河川事務所提供「淀川改良三島・北河内両郡買収地図」明治後期ごろを加工。

